

平成30年度事業計画書

(平成30年4月1日～平成31年3月31日まで)

近年の暴力団勢力は、行政機関や企業等による各種暴排活動により、全国、県内ともに右肩下がりに減少し、暴力団組織の資金源のみならず、人的基盤にも打撃を与えているところである。

しかしながら、暴力団組織からの離脱者の中には、なかなか社会復帰を果たせず、組織復帰や他の犯罪組織に加入するなどの状況もみられる。

また、暴力団は、近年、薬物の密売や恐喝等の他、必ずしも暴力団の威力を必要としない詐欺等の犯罪行為や企業活動を利用し一般の経済取引を装うなど、多種多様な資金獲得活動を行っており、社会に対する大きな脅威となっている。

暴力団を経済的、人的に弱体化させていくためには、これまでの暴排活動に拍車をかけ、社会復帰を望む離脱者の支援に注力していかなければならない。

当法人としては、こうした情勢を的確に把握・分析し、これに呼応した対処方法を県民生活や事業所の健全運営に反映させ、もって、安全安心を誇れる群馬県の実現に寄与する活動を推進する所存である。

1 普及・広報事業（公益目的事業その1）

(1) 暴力団追放のための広報啓発資料の作成と配付

ア 暴力団追放だより「暴追ぐんま」の作成と配付

例年継続して発行しているみだしの機関誌を年2回（夏号、新春号）作成し、反社会的勢力の動向やその対処方法等を掲載して、会員・関係機関・団体等に配付し、当法人の活動を広く周知する。

暴力団やその周辺者、政治活動や社会運動を標ぼうする団体の構成員、悪質クレマー等（以下「反社会的勢力」という。）による不当要求の具体的事例をとらえて、その傾向を分析の上、対応方法を示すとともに、早期相談や啓発活動等を中心に編集する。

イ 暴力団追放小冊子の配付

「暴力団情勢と対策」、「行政対象暴力の現状と対策」及び「民暴相談のしおり」等の小冊子を会員や責任者講習受講者等に配付する。

ウ 暴力団追放ポスターの配付

当法人の相談電話番号入り暴力団追放ポスター（暴力団追放三ない運動＋1等を啓発するもの）を県内の企業・事業所等に配付する。

(2) マスコミ等を活用した広報・啓発活動

新聞・FMラジオ等の広報媒体を活用し、不当要求防止責任者講習の積極的受講や民事介入暴力相談窓口の早期利用等を広く県民に呼びかける。

(3) 暴力団追放ポスター・同標語コンクール応募作品の活用

全国地域安全運動との連携により、例年実施している暴力追放ポスター及び同標語コンクールの優秀作品を各種啓発資料に掲載し、暴迫意識の高揚を図る。

例年、ポスター・標語は、一般よりも、小・中・高校生からの応募が多い。この年代はややもすれば暴走族や暴力団員の容姿に憧れとも言える関心を抱きがちであるが、こうした関心を否定するための施策として効果を発揮していると考えられる。

(4) 視聴覚教材の活用と整備

暴力団による不当要求の手口、対応要領等をドラマ化した視聴覚教材のDVDを整備し、不当要求防止責任者講習や各事業所における職場教養の教材として活用を図る。

各企業・事業所の業務に共通した内容で構成されるものの他、飲食業、保険業、不動産業、金融業及び建設業等の各業界や行政庁等を対象とした不当要求への対処方法をドラマ化して編集した各種DVDを整備し、不当要求防止責任者講習における上映はもとより、希望する企業、団体等に貸出す。

(5) 行政対象暴力対策の推進

暴力団をはじめとする反社会的勢力は、行政機関の指導監督権限を不当に行使させて、これを資金獲得の手段とすべく、公共団体等の職員に義務なき行為を要求する傾向を強めている。

こうした情勢に対処するため、国、県及び市町村の各機関の総務・渉外担当者と反社会的勢力に関する情報交換に努めるとともに、不当要求防止責任者講習の開催を提唱し、行政対象暴力の防止に向けた対策を推進する。

平成29年度は、県・市に対する不当要求防止責任者講習を随時開催したほか、国や県関係機関との情報交換会等を通じ、当法人が受理した関連相談の実態と対策を提言した。

(6) ホームページの更新と活用

当法人のホームページを活用し、当法人の事業内容、反社会的勢力への対応要領や不当要求防止責任者講習の案内等、広報啓発活動を図るとともに、その内容も随時更新し、より充実したものを提供して県民のニーズに応える。

平成29年度（平成30年2月末現在）のアクセス件数は4万件近くに達しており、暴力追放への関心度の高さが認められる。

(7) 暴力団追放県民大会の開催

10月中、前橋市内において、群馬県、群馬県警察、公益財団法人群馬県防犯協会との共催により「平成30年全国地域安全運動・暴力団追放群馬県大会」を開催する。

上記日程により、みだしの大会を開催し、暴力団追放気運を高めることとし、併せて、暴力団追放功労者（団体）と暴力団追放ポスター・同標語入選者に対する表彰を実施する。

2 相談・支援事業（公益目的事業その2）

(1) 暴力団等に関する相談活動

ア 常設相談窓口の開設

暴力追放相談委員による相談窓口を開設し、暴力団等に絡む県民からの相談に対応する。

- ・ 常設相談室：警察本部江田町庁舎 2 階
- ・ 専用相談電話：0 2 7 - 2 5 4 - 1 1 0 0 (当法人事務室設置)
- ・ インターネット相談：当法人ホームページ相談コーナー

イ 弁護士無料相談所の開設

群馬弁護士会の協力を得て、無料相談所を開設し、民事、刑事を問わず暴力団相談に対応する。

(ア) 弁護士・相談委員合同による無料相談所の開設

- ・ 開設日：原則として、毎月第 2 木曜日の午後 2 時～同 4 時の間
- ・ 開設場所：当法人相談室又は事務室

(イ) 民事介入暴力 1 日無料相談所の開設

民事・刑事絡みの困り事相談に適切に対応するため、群馬弁護士会、群馬県警察本部及び当法人との共催により、弁護士・警察官・相談委員の 3 者による合同無料相談所を開設する。

- ・ 年間 4 回予定：中毛・東毛・西毛・北毛地域で各 1 回開設予定

ウ 事業所訪問相談活動

当法人の相談委員が各企業等を直接訪問し、不当要求等に関する情報の収集に努めながら暴力団等への対応方法等の助言指導を行う。

相談案件の対象や内容は、暴力団員による威力の行使事案のみならず反社会的勢力による接近、攻勢が含まれ、その内容は多岐にわたっているのが現状である。しかし、これらに共通しているのは、いずれも暴力的不法手段を用いていることから、その対応は、警察、弁護士会との恒常的連携体制を堅持し、各種案件の相談に当たっている。

(2) 少年に対する暴力団への影響力排除活動の推進

少年指導委員等に対する暴力団情報の提供、各地域・職域で開催する暴追研修会及び相談活動等の機会を捉えながら少年に対する暴力団の影響等についての啓蒙活動を推進する。

(3) 暴力団からの離脱者援護活動の推進

ア 相談窓口による離脱促進活動

離脱相談電話（0 2 7 - 2 5 4 - 1 1 0 0）設置の広報及び適切な相談活動により暴力団からの離脱促進を図る。

イ 関係機関・団体との連携

(ア) 群馬県暴力団離脱者社会復帰対策協議会の開催

暴力団からの離脱対策を促進するため、みだしの協議会を開催し、本事業に賛同する受入企業の拡充等に努める。

(イ) 群馬労働局等との連携

離脱者の就労、社会復帰のため、公共職業安定所を所管する群馬労働局やその他の

関係機関・団体との連携強化を図る。

(ウ) 前橋刑務所との連携

服役中の暴力団員のうち、組織からの離脱と社会復帰の意欲を有する受刑者に対して、社会人としての真つ当な生き方等を講話し、かつ希望により個々面接を実施し、出所後の社会復帰を支援する。

これまで、組織から離脱し、就労斡旋して社会復帰した事例は18人である。暴力団組織に加入していた者の社会復帰は難しい現状にあるが、粘り強い説得、助言や就労斡旋等により社会復帰への援助に努めている。

平成20年以降、前橋刑務所との連携により、年間1～2回にわたり服役中の暴力団員に対して社会復帰助言指導のための講話と個々面接を実施している。

(4) 地域・職域における暴力団追放活動の推進

ア 地域暴追団体との連携

地域暴追団体と恒常的に連携し、情報交換をはじめ、暴追資器材及び広報資料の提供、講演依頼への対応等、それぞれの地域実態に即した暴排活動を展開する。

イ 職域暴追団体との連携と支援

群馬県企業防衛対策協議会、群馬県公共料金暴力対策協議会等職域暴排団体との連携を図りながら、情報交換や資料の提供等業種に応じた暴排活動を支援する。

平成19年6月、政府の犯罪対策閣僚会議幹事会申し合せとして「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針について」が示され、企業にとって、反社会的勢力との関係遮断が喫緊の課題となったことに呼応して、証券業界、旅館ホテル業界、金融業界、警備業界、不動産業界及び社交飲食業界等が暴力追放連絡会を設立し、当法人もこれに参画して情報交換や研修等を推進している。

ウ みかじめ料等縁切り同盟への支援

平成25年中に、県内2地域の飲食店や旅館・ホテル等の事業者が中心となって設立されたみかじめ料等縁切り同盟に対し、群馬県警察や群馬弁護士会等と連携し、支援活動を展開する。

平成25年4月に「草津湯の町みかじめ料等縁切り同盟」、同年12月には「中之条町みかじめ料等縁切り同盟」がそれぞれ設立され、毎年1回総会を開催し、暴力団追放への意志統一を図るなどの活動している。

(5) 不当要求情報管理機関への業務支援の推進

不当要求情報管理機関に対して、暴力団情報の提供等の業務支援を行う。

国家公安委員会が不当要求情報管理機関として登録した「日本証券業協会」、「公益財団法人モーターボート競争保安協会（関東支所桐生競艇場）」への業務支援は、暴力団追放の対策上、欠かすことのできないものである。

※ 不当要求情報管理機関とは、不当要求に関する情報の収集及び事業者に対する当該情報の提供を業とする者をいい、事業者が互いに協力して任意に設立した組合的性格の組織である。暴力団対策法は、都道府県暴力追放運動推進センターの業務の一つとして「不当要求情報管理機関の業務を助けること。」を規

定している。(根拠規定：暴力団対策法第32条の3第2項第8号)

(6) 暴力団犯罪被害者に対する見舞金、民事訴訟支援の実施

暴力団犯罪被害者に対する支援事業について、不当要求防止責任者講習や各種会議等を捉えて広報活動を展開するとともに、暴力団犯罪にかかる民事賠償請求に伴う訴訟費用の無利子貸付と暴力団員の犯罪行為による被害者に対する見舞金支給等を当法人の関係規定に基づき適切に行う。

当該事案は、いつ発生しても支援できるよう見舞金の支給、民事訴訟の支援財源は、常に確保しておく必要がある。

(7) 適格都道府県センターの適正な運用について

当法人は、暴力団対策法に基づき、平成25年10月24日付け、国家公安委員会から「適格都道府県センター」の認定を受けた。

これにより、指定暴力団等の事務所の付近住民から委託を受けて、付近住民などに代わり、当法人が原告として、当該暴力団事務所を使用させないよう求める使用差止請求訴訟等を行うことができるようになったことから、付近住民などから請求があった場合、関係機関と協力し、適切に対応する。

3 調査・資料収集事業（公益目的事業その3）

暴力団は、大規模組織が中小組織を吸収するとともに大規模組織の一部は、相互に交友関係を結んで共存共栄を図るなど、全国規模で活動することが常態化し、銃器・薬物取引においても、外国人犯罪組織とも結託している。

こうした情勢に対応するためには、それぞれの暴力団追放機関が広範な情報を収集したうえ、これを共有することが不可欠である。

(1) 全国センターとの連携

ア 5月9日（水）都内で開催される、全国センター主催の「相談委員研修会」に事務局員を出席させ、全国・各都道府県センターとの情報交換に努める。

イ 10月11日（木）都内で開催される、全国センター主催の「専務理事・事務局長研修会」に専務理事・事務局長を出席させ、全国・各都道府県センターとの情報交換に努める。

ウ 11月27日（火）都内で開催される、全国センター・警察庁主催の「平成30年全国暴力追放運動中央大会」に参加し、暴力追放運動の相互連携に努める。

(2) 弁護士会との連携による各種事業の推進

民事・刑事を問わず、不当要求行為等に適切に対応するため、弁護士会との緊密な連携に努める。

ア 民事介入暴力対策協議会との連携

当法人は、民事介入暴力事案等について、群馬弁護士会、群馬県警察と相互に連携してその対策を講じるため、民事介入暴力事案等に対する連携の協定（通称：三者協定）を平成21年に締結しているが、同協定で設置している「民事介入暴力対策協議会」（事務局：当法人）を通じて、

- ・ 三者間の情報交換及び研究と調査活動
- ・ 県民、企業等に対する暴力排除の啓蒙活動
- ・ 民事介入暴力事案等に関する相談活動
- ・ 連携チームによる民事介入暴力等の対処活動

等の活動を推進する。

イ 民暴対策大会への参加

11月2日（金）新潟県で開催される「民事介入暴力対策新潟大会」に参加し、相互連携と情報交換を図る。

(3) 行政機関相談担当部門との連携による排除活動の推進

暴力相談等に対し、よりの確にアドバイスするため、県犯罪被害者等支援連絡協議会、日本司法支援センター（法テラス群馬）、えせ同和行為対策関係機関連絡会等各相談機関との連携に努める。

交通網や通信技術の発達に伴い、暴力団の活動範囲が広域に及んでいることが多く、一地方の実態把握のみでは的確な手段を講ずるのは困難である。

従って、都道府県各警察、同各暴力追放運動推進センター、同各弁護士会との恒常的連携、なかんずく情報交換はこの種施策の要諦であり、各種会議・研修会・情報交換会には、積極的に参加し、情報交換をする必要がある。

4 表彰事業（公益目的事業その4）

民間における暴力追放活動は、組事務所の恒常的監視や構成員の動向チェックといった水面下での地道な活動や危険を顧みず不法集団と法的対決を挑む活動等が主体であって、交通安全、地域安全運動等の社会貢献活動とはその形態を異にする。

その活動の裏側には、計り知れない肉体的、精神的重圧を伴うのが常であることから、表彰や感謝状贈呈によってその労に報いる意義は重要である。

(1) 全国・管区暴力追放功労者（団体）表彰の上申

全国センターが行う暴力追放功労者栄誉金賞・銀賞・銅賞、団体表彰及び管区内暴力追放運動推進センター連絡会が行う暴力追放功労者・同団体表彰について、関係規定に基づき上申する。

(2) 群馬県暴力追放功労者（団体）表彰の実施

暴力追放活動等に関し、功労のあった個人・団体及び暴力団追放ポスター・同標語コンクール優秀作品に対し、10月中に前橋市内で開催される「平成30年全国地域安全運動及び暴力団追放群馬県大会」において表彰する。

過去5年間の表彰実施状況は、次表のとおりである。

区 分 年 別	全国・管区表彰	県 表 彰
25年	6	11
26年	6	15

27年	5	13
28年	6	16
29年	6	16

5 普及・育成事業（公益目的事業その5）

(1) 不当要求防止責任者講習の実施

群馬県公安委員会から業務を受託している「不当要求防止責任者講習」については、警察本部と連携しながら、具体的対応要領を中心としたカリキュラムにより、効果的講習の実施に努める。講習開催計画は以下のとおり

- ・ 受講者総数 1,400人
- ・ 実施回数 24回
- ・ 各種配付資料

責任者講習教本、暴力団情勢と対策（冊子）、行政対象暴力と対策（公務員対象）、暴追ポスター等

- ・ その他

講習に要する経費は、受託費等から支出し、受講者には一切の経済的な負担をさせない。

(2) 少年指導委員研修会の実施

少年に対する暴力団の影響を排除するため、風俗営業の規制及び業務の適正化に関する法律が規定する少年指導委員を対象に研修会を実施する。

暴力団と暴走族との蜜月関係の実態を踏まえた少年への善導指導の必要性をはじめ、暴力団対策法が規定する暴力団への加入強要の禁止、入墨強要の禁止等の違反成立要件等をテーマとした研修を行い、効果的な少年指導委員活動に寄与する。

6 管理部門

(1) 賛助会員の拡充による財政基盤の確保

賛助会費は、当法人の事業活動を推進するための中核的な財政基盤であることから、新規会員の恒常的募集に努める。

(2) 適正業務の推進

公益財団法人としての事業目的を逸脱しないよう事業計画に沿った適正業務を推進することはもちろん、県民から信頼される法人として邁進する所存である。

(3) 理事・評議員会の開催

新年度の早い時期に、定例の理事・評議員会を開催し、前年度の事業報告と決算報告等を上程する。